

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県奈良土木事務所において閲覧できます。

平成二十二年二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年十二月十七日奈良県指令奈土第四四―一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年一月二十九日奈土第二五〇号

三 開発区域に含まれる地域

天理市田町七二番地ノ三及び七三番地の一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市田町四九番地

藤林 秀行